

# 幕別町耐震改修促進計画

令和4年4月

幕別町

# 目 次

## 第1章 計画策定について

1 計画策定の背景と目的	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画期間	2

## 第2章 想定される地震の規模および被害状況

1 過去の地震発生の状況	3
2 想定される地震の規模	6
3 想定される地震の被害状況	7

## 第3章 耐震化の目標

1 耐震化の現状	8
2 住宅の耐震化目標	9
3 多数利用建築物の耐震化	10

## 第4章 耐震化に向けた取り組み

1 耐震化に向けた各主体の役割分担	12
(1) 所有者の役割	12
(2) 建築関連事業者の役割	12
(3) 幕別町の役割	12
2 耐震化に係る相談体制	12
3 耐震化に係る情報提供	13
(1) 耐震化に向けた知識の普及	13
(2) 公区・町内会との連携	13
4 耐震化を図るための支援策	13
5 要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震診断の義務	14
6 地震時に通行を確保すべき道路の指定	15

# 目 次

## 第5章 耐震改修促進法による指導等に関する事項

1	耐震改修促進法による指導等	18
2	建築基準法による勧告等	18
3	所管行政庁との連携	18

## 第6章 計画の推進に関する事項

1	北海道および関係団体との連携	19
2	計画推進体制	19

## 資料

1	住宅・建築物の現状	20
2	公共建築物の耐震化	20
3	地震時に通行を確保すべき道路の指定	21
4	建築物の耐震改修の促進に関する法律	23
5	建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令	40

# 第1章 計画策定について

## 1 計画策定の背景と目的

---

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災では、6,434人の尊い命が失われましたが、このうち地震による直接的な死者数は5,502人であり、さらにこの約9割の4,831人が住宅や建築物の倒壊等によるものと考えられています。国では、この教訓を踏まえ、同年10月、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）を制定し、建築物の地震に対する安全性の向上を図ることとしました。

その後、平成18年に耐震改修促進法が改正され、住宅・建築物の計画的な耐震化を図るため、都道府県は耐震改修促進計画の策定が義務付けられ、市町村は市町村耐震改修促進計画の策定の努力義務が課せられることとなり、幕別町では、平成21年3月に「幕別町耐震改修促進計画」を策定し、平成29年2月に計画を見直してきました。

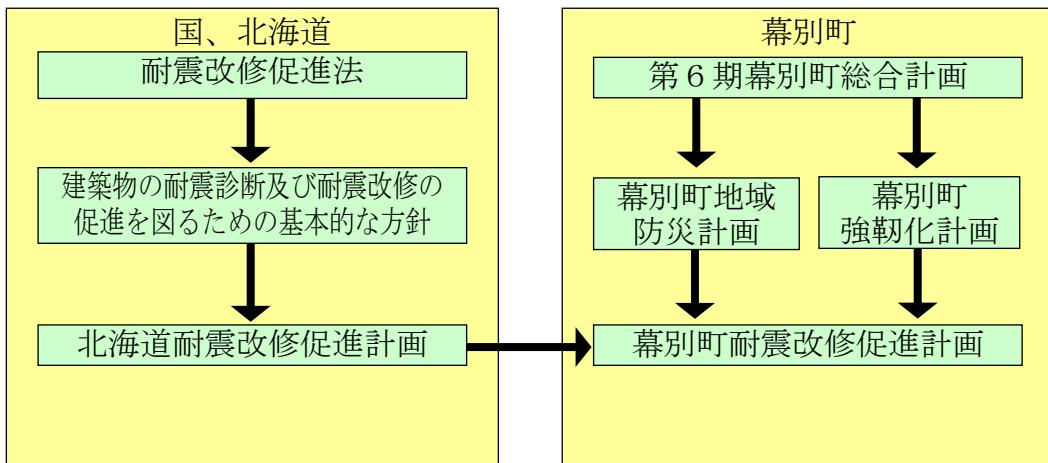
近年においては、平成20年の岩手・宮城県内陸地震、平成23年の東日本大震災、平成28年の熊本地震、平成30年の大阪府北部を震源とする地震など大地震が頻発しており、本道においても、平成30年9月に発生した胆振東部地震では、最大震度7を観測するなど、これまでに経験したことがない災害に見舞われ、今後も高い確率で発生が指摘されている日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震など大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあり、甚大な被害が生じることも懸念されています。

こうした状況を踏まえ、引き続き地震による被害の軽減を図り、町民の方々の安全で安心な生活を確保するため、町内の住宅及び建築物の耐震化を計画的に促進することを目的として、「幕別町耐震改修促進計画」を見直すものです。

## 2 計画の位置づけ

---

本計画は、耐震改修促進法のほか、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本方針」、「北海道耐震改修促進計画」（以下「道計画」と言う。）を踏まえ、幕別町の総合計画、地域防災計画及び強靭化計画との整合性を図りながら策定します。



## 3 計画期間

---

本計画の計画期間は、北海道耐震改修促進計画との整合を図り、令和4年度から令和7年度までの4年間とします。

なお、今後、国や道などから、新たな知見や対策内容などが示された場合には、これらに基づき、適宜、本計画の内容を見直していくこととします。

## 第2章 想定される地震の規模および被害状況

### 1 過去の地震発生の状況

幕別町周辺では、昭和27年にマグニチュード8.2を記録した十勝沖地震をはじめ、近年では平成5年の釧路沖地震、平成6年の北海道東方沖地震、平成15年の十勝沖地震など、大きな被害を及ぼした地震が発生しています。

以下に、幕別町周辺における過去の地震発生の状況を示します。

表－1 幕別町周辺における過去の地震発生の状況

発生の年月日	震央（地域）名	マグニチュード	主な被害
1915.3.16（大正4）	十勝沖	7.0	帯広市南部、芽室村で家屋倒壊。死者2名
1926.9.5（大正15）	十勝沖	6.7	午前0時39分発生。震度4：帯広
1930.12.13（昭和5）	日高支庁中部	6.3	午前8時55分発生。震度5：広尾
1952.3.4（昭和27）	釧路沖	8.2	【1952年十勝沖地震】 午前10時24分発生。太平洋一帯に大被害。大津波。 震度6：幕別、池田、浦幌、豊頃、大津等。（推定値） 震度5：帯広、広尾。負傷者287名、死者・行方不明者 33名。家屋全壊815棟、同流失91、半壊1,324。
1968.5.16（昭和43）	三陸沖	7.9	【1968年十勝沖地震】 午前9時48分発生。南西地方に被害、津波。死者2、負 傷者133、住家全壊全焼27、半壊81。震度5：広尾。 津波：十勝港170cm。
1968.5.16（昭和43）	青森県東方沖	7.5	午後7時39分発生。同上余震。震度5：広尾。
1970.1.21（昭和45）	十勝支庁南部	6.7	午前2時33分発生。震度5：帯広、広尾。
1987.1.14（昭和62）	十勝支庁南部	6.6	【日高山脈北部地震】 午後8時3分発生。胆振、十勝、釧路を中心に被害。 負傷者7。震度5：釧路。震度4：帯広、広尾。十勝管内 で建物破損多数。
1993.1.15（平成5）	釧路沖	7.5	【平成5年(1993年)釧路沖地震】 午後8時6分発生。釧路地方に被害。死者2、負傷者966、 住家全壊53、住家半壊254。震度6：釧路、震度5：帯 広、広尾。道路・建築物等の被害多数。
1994.10.4（平成6）	北海道東方沖	8.2	【平成6年(1994年)東方沖地震】 午前10時23分発生。釧路、根室地方に被害。負傷者 436、住家全壊116、住家半壊368。震度5：広尾。道 路・建築物等の被害多数。
2003.9.26（平成15）	十勝沖	8.0	【平成15年(2003年)十勝沖地震】 午前4時50分発生。太平洋一帯に被害。震度6弱：幕 別、豊頃、釧路等。震度5強：帯広、広尾等。津波：十 勝港250cm。行方不明者2名、負傷者847、住宅全壊 116、住宅半壊368。

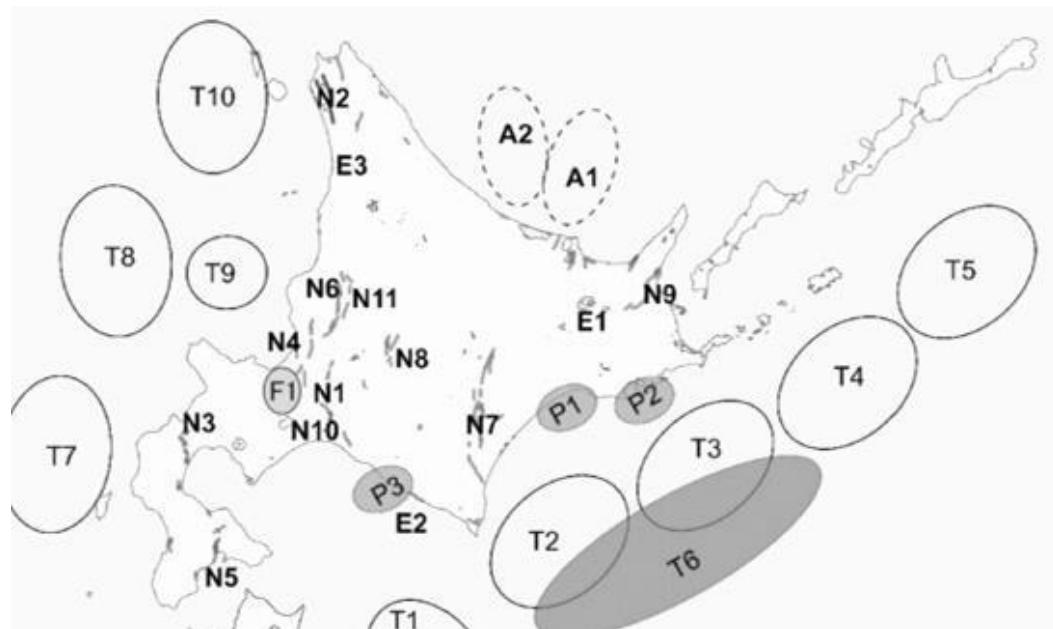
2004.11.29 (平成16)	釧路沖	7.1	【平成16年(2004年)釧路沖地震】 午前3時22分発生。北海道全域で強い地震。震度5強:釧路町、弟子屈町、別海町、震度5弱:更別村、釧路市、震度4:幕別町、帯広市。被害:傷病者51名、住家一部損壊3棟等
2004.12. 6 (平成16)	釧路沖	6.9	【平成16年(2004年)釧路沖地震】 午後11時15分発生。北海道全域で強い地震。震度5強:厚岸町、震度5弱:更別村、震度4:釧路市、幕別町、芽室町、震度3:帯広市。被害:負傷者12名、建物の一部損壊等
2005. 1.18 (平成17)	釧路沖	6.4	【平成17年(2005年)釧路沖地震】 午後11時09分発生。道東の広い範囲で強い地震。震度5強:厚岸町、震度5弱:別海町、震度4:忠類村、震度3:幕別町、帯広市。被害:負傷者1名、校舎等の一部破損3校、教育施設一部破損、建物の一部損壊等
2008. 9.11 (平成20)	十勝沖	7.1	【平成20年(2008年)十勝沖地震】 午前09時21分発生。北海道・東北で強い地震。震度5弱:新冠町・新ひだか町・浦幌町・大樹町、震度4:音更町、帯広市、震度3:幕別町。
2011. 3.11 (平成23)	三陸沖	9.0	【平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震】 午後2時46分発生。東北地方を中心に激しい地震と大津波、日本全国で有感。最大震度7:宮城県栗原市、震度6強:宮城県、福島県、茨城県、栃木県の4県37市町村、震度5弱:福島市、水戸市等、震度4:函館市、千歳市、岩見沢市、帯広市、釧路市、震度3:幕別町。 死者・行方不明者の計20,000名以上、負傷者6,000名以上、住宅全壊120,000棟以上、津波は9.3m 北海道から四国の太平洋沿岸に津波被害
2012. 8.25 (平成24)	十勝地方南部	5.9	【平成24年(2012年)十勝地方南部地震】 午後11時16分発生。北海道から東北にかけて強い地震。震度5弱:浦河町、様似町、幕別町、浦幌町、更別村、大樹町、広尾町、震度4:函館市、千歳市、帯広市、清水町、芽室町、池田町、豊頃町、本別町、中札内村他
2013. 2. 2 (平成25)	十勝地方中部	7.1	【平成25年(2013年)十勝地方中部地震】 午後11時17分発生。北海道から東北にかけて強い地震。震度5強:浦幌町、釧路市、根室市、震度5弱:幕別町、帯広市、音更町、清水町、池田町、豊頃町、本別町、新得町、大樹町、釧路町、厚岸町他、震度4:士幌町、芽室町、上士幌町、鹿追町、足寄町、中札内村、更別村、広尾町、千歳市、函館市、三笠市、長沼町他 被害:軽傷者5名

2018. 9. 6 (平成30)	胆振地方中東部	6.7	【平成30年(2018年)北海道胆振東部地震】 午前03時07分発生。北海道から東北にかけて強い地震。厚真町鹿沼で最大震度7を観測した他、十勝管内では、幕別町、帯広市、音更町、芽室町、清水町、新得町、鹿追町で震度4を観測した。北海道全域で地震後から停電が発生（幕別町内で最大42時間）
-------------------	---------	-----	---

※ 表中に記載している最大震度は、気象庁の観測値を採用していますが、北海道が現地調査、聞き取り調査などを行った結果を参考に、「1952年十勝沖地震」においては、最大震度を6として推定しています。

## 2 想定される地震の規模

本計画では、幕別町に被害を及ぼすと考えられる地震として海溝型地震9つ、内陸型地震1つの合計10の地震を想定します。



図－1 想定地震位置図

表－2 幕別町における想定地震

地 震	断層モデル*	例（発生年）	位置	マグニチュード	長さ km
海溝型地震					
(千島海溝／日本海溝)					
T1 三陸沖北部	地震本部／中防	1968年	既知	8.0	—
T2 十勝沖	地震本部／中防	2003年	既知	8.1	—
T3 根室沖	地震本部／中防	1894年	既知	7.9	—
T4 色丹島沖	地震本部／中防	1969年	既知	7.8	—
T5 抻捉島沖	地震本部／中防	1963年	既知	8.1	—
T6 500年間隔地震	地震本部／中防	未知	推定	8.6	—
(プレート内)					
P1 釧路直下	—	1993年	既知	7.5	—
P2 厚岸直下	—	1993年型	推定	7.2	—
P3 日高西部	—	1993年型	推定	7.2	—
内陸型地震（活断層帯）					
N7 十勝平野	地震本部		既知		
主部				8.0	88
光地園				7.2	28

\*断層モデルを公表している機関…地震本部：地震調査研究推進本部、中防：中央防災会議

### 3 想定される地震の被害状況

平成 30 年 2 月に北海道防災会議地震火山対策部会地震専門委員会により十勝の地震被害想定が報告されているため、その想定値に基づいて幕別町における地震による被害状況を算出しています。

被害状況につきましては、雪による被害の影響や屋内にいる時間帯などを考慮し、災害発生の季節・時間を「冬季の早朝 5 時」「夏季の昼 12 時」「冬季の夕方 18 時」の 3 つのパターンを想定した結果、十勝管内において人的被害が最大となる地震は、十勝平野断層帯主部の地震（M7.4）で「冬季の早朝 5 時」の被害想定となります。

表－3 十勝平野断層帯主部の地震（M7.4）の被害想定

北海道「全道の地震被害想定調査結果（平成 30 年 2 月公表）」より

幕別町の 地震被害想定結果		十勝平野断層帯主部（モデル 45_2）の地震 マグニチュード 7.4									
被害想定項目		（冬の早朝）		（夏の昼間）		（冬の夜間）					
地震動	地表最大震度	6.8									
建物	総棟数	10,576 棟									
被害	全壊棟数	654 棟	6.2%	257 棟	2.4%	654 棟	6.2%				
	半壊棟数	1,307 棟	12.4%	682 棟	6.4%	1,307 棟	12.4%				
人的 被害	総人口	27,557 人									
	死者数	16 人	0.06%	2 人	0.01%	12 人	0.04%				
	重症者数	28 人	0.1%	8 人	0.03%	21 人	0.08%				
	軽傷者数	320 人	1.2%	84 人	0.3%	227 人	0.8%				

注：この結果は、中央防災会議などの被害想定手法により算出した概数であり、具体的な被害発生箇所を特定するものではありません。

## 第3章 耐震化の目標

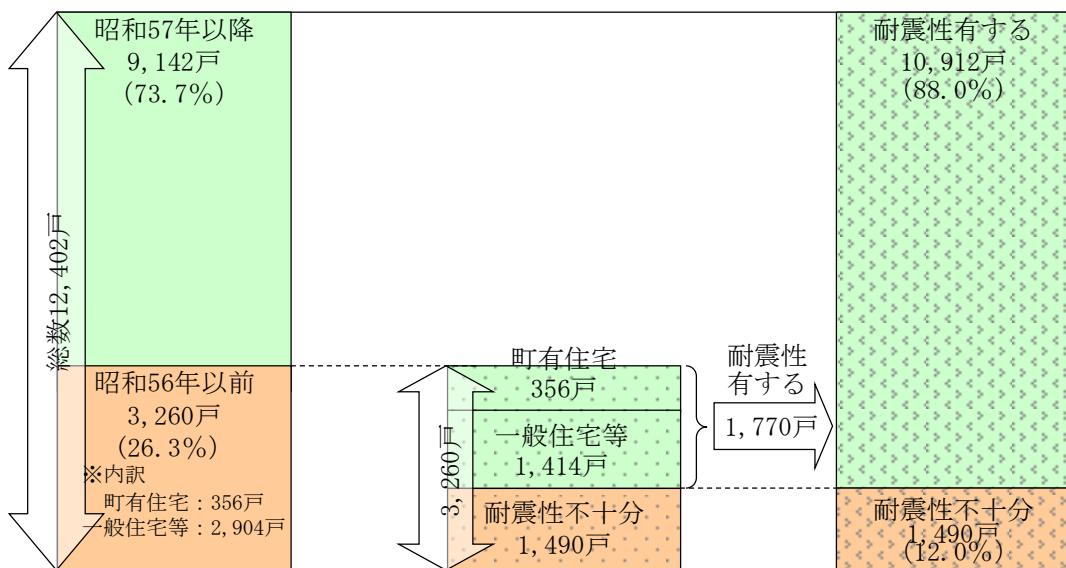
### 1 耐震化の現状

幕別町の住宅については、推計総数12,402戸（令和4年1月1日現在）のうち9,142戸が新耐震基準である昭和57年以降に建築された建物と推計され、残る3,260戸が昭和56年以前に建築された建物と推計されます。

更に、昭和56年以前に建築された建物でも、一定程度は耐震性を有しているものと考えられますので、最終的に耐震性が不十分と考えられるのは1,490戸と推計されます。

表－4 住宅の耐震化の現状推計（令和4年1月） 単位：戸

総数	S57 以降	S56 以前	耐震性有する		耐震性 不十分	耐震性有 する総数	耐震 化率 (%)
			町有住宅	一般住宅等			
12,402	9,142	3,260	356	1,414	1,490	10,912	88.0



注1：推計の対象は、一般住宅および町所有住宅（町営住宅・職員住宅・教職員住宅）とし、固定資産台帳等により昭和56年以前と昭和57年以降に区分しています。

注2：昭和56年以前に建設された建物でも、町営住宅については耐震性を有しており、一般住宅についても一定程度は耐震性を有しているものと考えられますので、国の推計方法を用いて算定した結果、48.7%が耐震性を有していると推計しています。

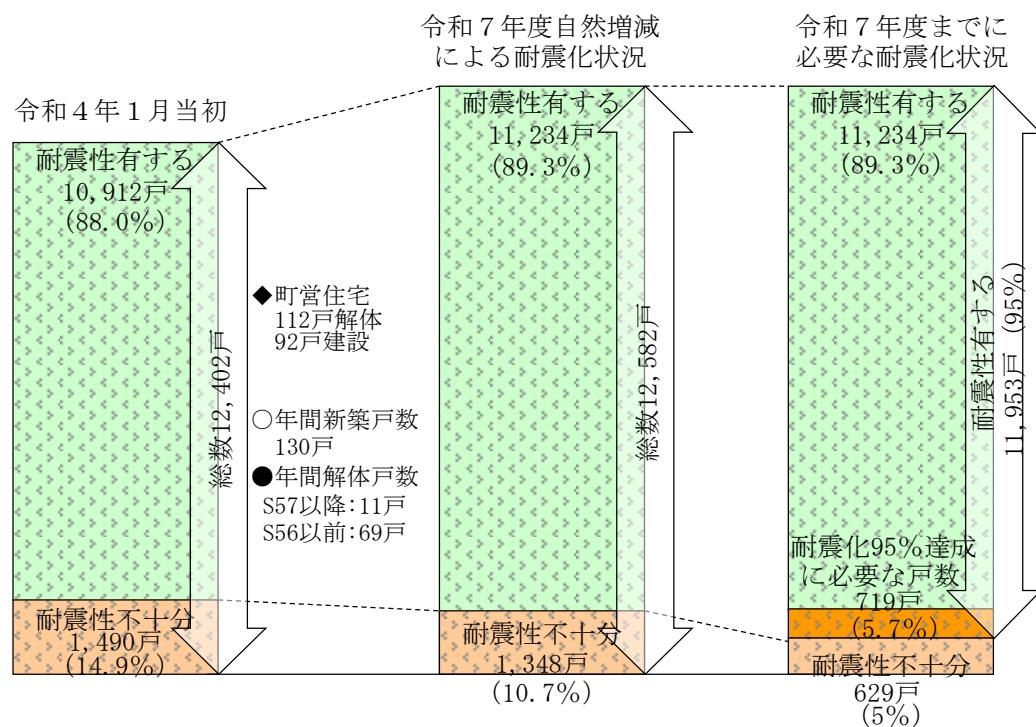
## 2 住宅の耐震化目標

本計画では、国の動向及び北海道耐震改修促進計画との整合を図り、住宅の耐震化率を、令和7年度までに少なくとも95%にすることを目標とします。

表－5 住宅の耐震化の将来推計（令和7年度末）

単位：戸

総数	R7 耐震化率	耐震性 有する 総数			耐震性 不十分
			自然増減 による	耐震改修 による	
12,582	95%	11,953	322	719	629



注：年間新築・解体戸数は、平成28～令和2年度実績の平均値を用いています。これにより、年間の新築戸数は130戸、解体戸数は昭和56年以前の建物が69戸、昭和57年以後の建物が11戸と仮定し、令和4年度から令和7年度までの4年間の自然増減数を算定しています。

### 3 多数利用建築物の耐震化

災害時には、学校施設やコミュニティセンターなどが避難所として利用され、その他の公共建築物は災害活動の拠点として利用されることになります。このため、平常時における利用者の安全確保のほか、災害時の防災拠点施設としての機能確保の観点からも、公共建築物の耐震化に努める必要があります。

公共建築物のうち、昭和56年以前に建築された旧耐震基準のもので、耐震改修促進法第14条第1項に掲げる建築物（以下「多数利用建築物」という。）については、地震防災の観点からも重要な施設が多いことから、所有者は、当該建築物について耐震診断を行い、その結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該建築物について耐震改修を行うよう努めなければなりません。

幕別町では、町所有の多数利用建築物の耐震化率は100%となっています。

表－6 多数利用建築物の用途別内訳（令和3年度当初） 単位：棟

建築物の用途	総棟数	S57 以降	S56 以前			耐震性 有する 総棟数	耐震 化率 (%)
				耐震性 有する	耐震性 不十分		
小・中学校	64	37	27	27	—	64	100.0
体育館	5	5	—	—	—	5	100.0
集会施設	3	2	1	1	—	3	100.0
公営住宅	10	4	6	6	—	10	100.0
庁舎・事務所	3	2	1	1	—	3	100.0
計	85	50	35	35	—	85	100.0

表－7 耐震改修促進法第14条第1項に規定する建築物

用途		規模	
幼稚園、保育所		階数 2 以上かつ 500 平方メートル以上	
小学校等	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校	階数 2 以上かつ 1,000 平方メートル以上 *屋内運動場の面積を含む	
老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの		階数 2 以上かつ 1,000 平方メートル以上	
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの			
学校	上記小学校等以外の学校	階数 3 以上かつ 1,000 平方メートル以上	
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設			
病院、診療所			
劇場、観覧場、映画館、演芸場			
集会場、公会堂			
展示場			
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗			
ホテル、旅館			
博物館、美術館、図書館			
遊技場			
公衆浴場			
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの			
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗			
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの			
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設			
郵便局、保健所、税務署その他これに類する公益上必要な建築物			
卸売市場			
賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿			
事務所			
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）			
体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数 1 以上かつ 1,000 平方メートル以上	

## 第4章 耐震化に向けた取り組み

### 1 耐震化に向けた各主体の役割分担

#### (1) 所有者の役割

住宅・建築物の所有者は、地震防災対策が自らの生命や財産の保全に繋がるだけでなく、隣接する建物や道路への被害の抑制といった都市機能の保持にも影響することを認識し、自ら住宅・建築物の地震に対する安全性を確保し、その向上を図るよう努める必要があります。

#### (2) 建築関連事業者の役割

建築関連事業者は、住宅・建築物の耐震性など人命に関わる重要な要素について責任を負っていることを再認識し、地震に対する安全性を確保した良質な住宅・建築物ストックの形成に努めるものとします。

#### (3) 幕別町の役割

- ①幕別町は、相談体制の整備や適切な情報提供等、安心して耐震化が行なえる環境整備、啓発および知識の普及などに努めます。
- ②幕別町は、地域の実情に応じた住宅・建築物の耐震化に向けた環境整備、普及啓発等の施策を推進することに努めます。

### 2 耐震化に係る相談体制

幕別町は、北海道などと連携し、住宅・建築物に係る耐震化について、きめ細かな相談対応が図られるよう相談窓口を設けています。

無料耐震診断の実施とあわせて、詳細な耐震診断方法や耐震改修方法についての周知を図ります。

### **3 耐震化に係る情報提供**

---

#### **(1) 耐震化に向けた知識の普及**

幕別町では、住宅・建築物の耐震化に関する情報提供として、広報、ホームページ等により住民への啓発および知識の普及を図ります。

また、「まちづくり出前講座」を活用し、住宅・建築物の耐震化の必要性・有効性について、住民へ直接説明いたします。

#### **(2) 公区・町内会との連携**

幕別町では、各公区・町内会を単位とした「自主防災組織」の設立を推進しています。また、「協働のまちづくり支援事業」では、「防災計画」の策定について支援しています。

こうした公区・町内会の活動と連携しながら、地域住民の防災意識の向上を図るため、住宅・建築物の耐震化に関する情報提供を行ない、地域防災活動がより充実した活動となるよう支援します。

### **4 耐震化を図るための支援策**

---

住宅・建築物の耐震化は、所有者の責務として実施することが基本となります。所有者が自らの問題として、地震防災対策、公区・町内会の地域防災活動の問題として意識し、耐震化に取り組むことが重要となります。

耐震化を図るには、事前に耐震診断を実施し耐震性の有無について確認する必要があることから、耐震性を確認するためには耐震診断を実施することが重要です。

幕別町では、無料耐震診断の実施や耐震化に関する情報提供を行い、所有者が耐震化に取り組みやすい環境づくりを進めています。

また、住宅新築リフォーム奨励金制度が耐震改修工事に対しても対象工事としていることから、制度についての周知を図り、耐震化が図られるよう努めます。

なお、無料耐震診断の実施にあたっては、住宅の図面等を所有していない場合でも、現地調査を行い、耐震診断を行うなどきめ細かな対応を実施します。

## 5 要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震診断の義務

耐震改修促進法では、地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模な既存建築物について、国土交通省令で定める建築物の所有者は、耐震診断を行い、その結果を、所管行政庁に報告しなければなりません。

幕別町内には、対象となる建築物として幕別小学校、札内南小学校、札内中学校の3施設が省令で定める建築物に該当していることから、平成27年12月に北海道へ耐震診断の結果について報告しています。

表－8 耐震診断義務付け対象建築物

用途	規模
幼稚園、保育所	階数2以上かつ 1,500 m <sup>2</sup> 以上
小学校等 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校	階数2以上かつ 3,000 m <sup>2</sup> 以上
老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	5,000 m <sup>2</sup> 以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	
病院、診療所	
劇場、観覧場、映画館、演芸場	
集会場、公会堂	
展示場	
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	
ホテル、旅館	
博物館、美術館、図書館	階数3以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上
遊技場	
公衆浴場	
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	
郵便局、保健所、税務署その他これに類する公益上必要な建築物	
体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数1以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上

## **6 地震時に通行を確保すべき道路の指定**

---

北海道緊急輸送道路ネットワーク計画では、地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するため、地震時に通行を確保すべき道路として緊急輸送道路として指定しており、幕別町内では第1次緊急輸送道路として国道5路線、道道1路線、町道2路線の合計8路線が指定され、第2次緊急輸送道路とし道道3路線、町道3路線の合計6路線が指定されております。

また、幕別町地域防災計画（令和2年7月策定）では、幕別町指定の緊急輸送道路として、道道7路線、町道45路線の合計52路線を指定しています。

本計画では、これらの路線を地震時に通行を確保すべき道路として指定しますが、現在、沿道の建築物で耐震改修促進法第5条第3項第1号に規定する特定建築物はありません。

図－2 緊急輸送道路網図

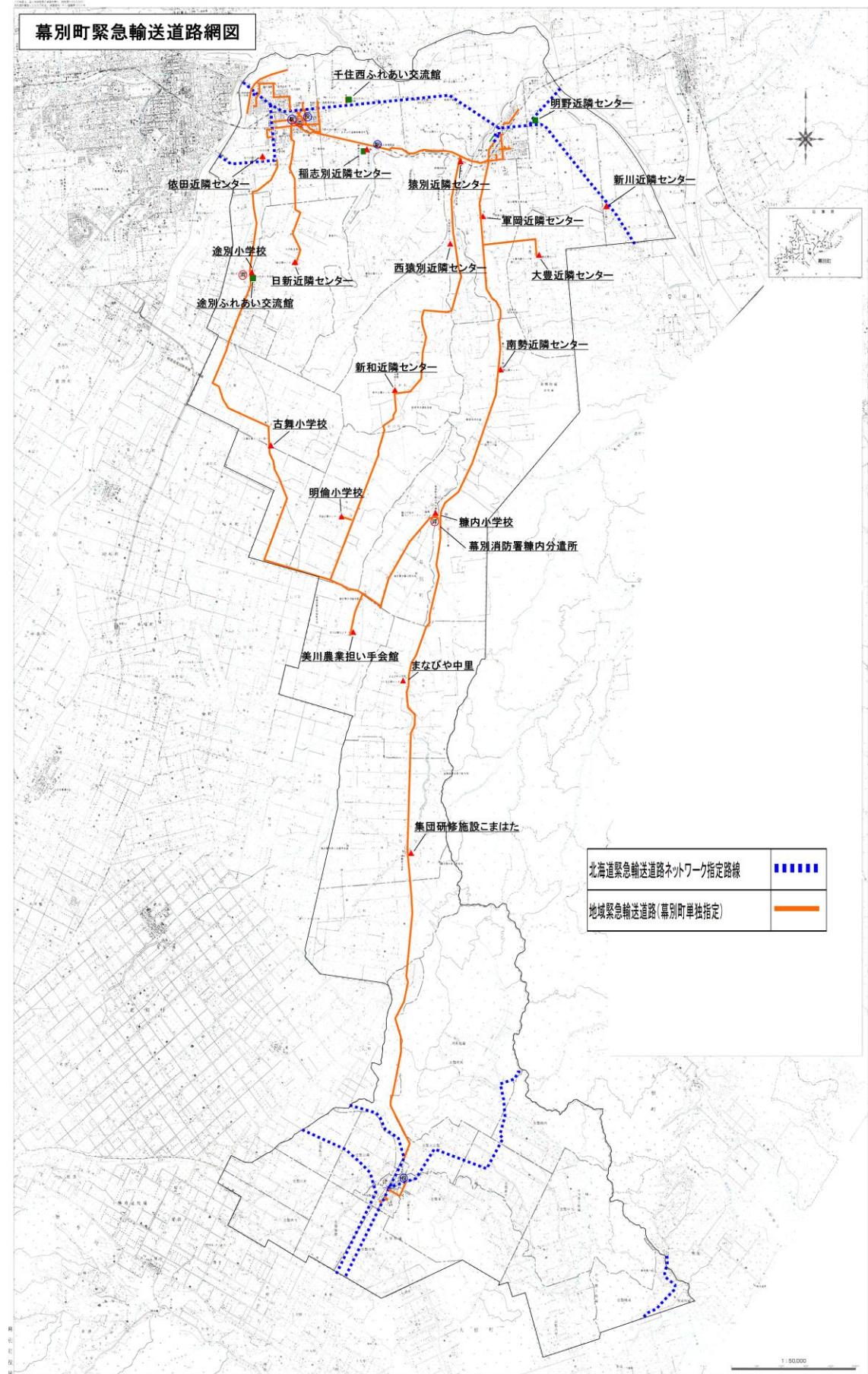
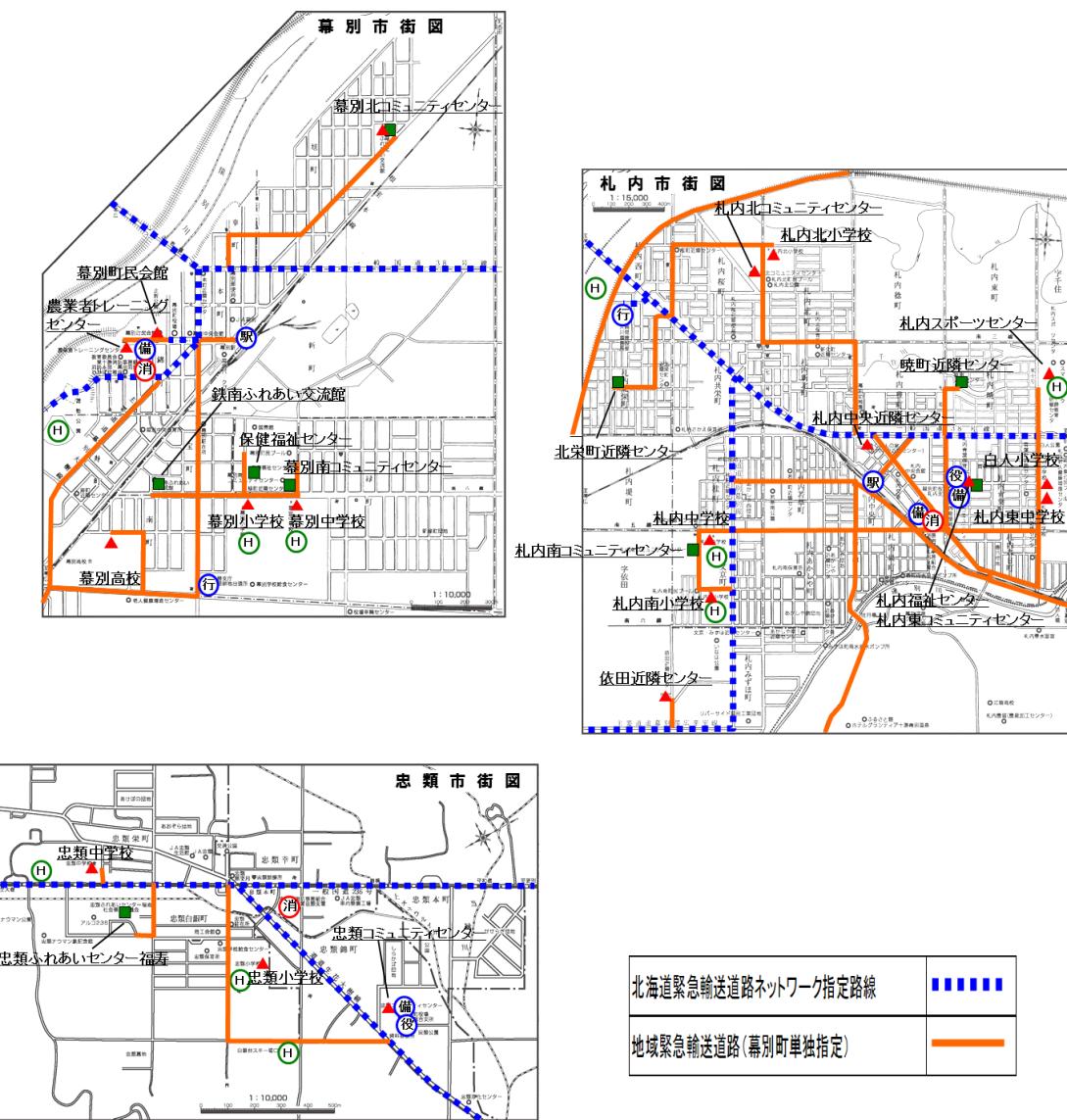


図-3 緊急輸送道路網図（市街地）



## 第5章 耐震改修促進法による指導等に関する事項

### 1 耐震改修促進法による指導等

耐震改修促進法では、現行の建築基準法令の耐震関係規定に適合しない全ての住宅や建築物の所有者に対して、耐震診断と必要に応じた耐震改修の努力義務を課しております。

このため、所管行政庁は、周辺への影響などを勘案して必要があると認めるときは、その所有者に対して、耐震診断及び耐震改修について必要な指導・助言を行います。

また、耐震診断が義務付けられている不特定多数の者等が利用する大規模建築物及び耐震改修促進法第15条第2項に規定する不特定多数の者等が利用する一定規模以上の建築物等については、その所有者が適切に耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を行うよう努めなければならないものであり、行政としても耐震性能の向上について適切な措置をとるように指導・助言、指示を行う必要性が高いものです。

このため、幕別町としても適切な措置がとれるよう北海道と連携して所有者に対する指導等に取り組んでいくこととします。

### 2 建築基準法による勧告等

建築基準法では、耐震改修促進法に基づく指導・助言、指示等を行なつたにもかかわらず、所有者が耐震に関わる対応を行なわなかつた場合には、所管行政庁（北海道）は勧告または命令を行なうことができるとされています。

幕別町においても、北海道と連携しながら必要に応じた対応を行ないます。

### 3 所管行政庁との連携

幕別町においては、耐震改修促進法及び建築基準法に関わる所管行政庁である北海道と、充分な連絡調整、連携を図りながら特定建築物の所有者に対する効果的な取り組みを進めます。

## 第6章 計画推進に関する事項

### 1 北海道および関係団体との連携

---

幕別町は、北海道および建築関係団体で構成する「全道住宅建築物耐震改修促進会議（以下「会議」という。）に参加し、本計画の着実な推進を図ります。

会議は、本計画に掲げた目標の進捗管理や施策に対する連携方策、北海道や建築関係団体等の取り組みの情報交換の場として、定期的に開催される予定です。

### 2 計画推進体制

---

計画の推進に向けて府内関係部署が連携を図り、所管する公共建築物および住宅・建築物の耐震化に取り組んでまいります。

## 資料

### 1 住宅・建築物の現状

表－9 住宅・建築物の現状推計（令和4年1月）

区分		総戸数	S57 以降	S56 以前	総棟数	S57 以降	S56 以前
一般住宅		11,429	8,525	2,904	9,709	6,852	2,857
町所有	町営住宅	880	570	310	172	117	55
	職員・教員住宅	93	47	46	75	29	46
計		12,402	9,142	3,260	9,956	6,998	2,958
道所有住宅		343	340	3	32	29	3
総 計		12,745	9,482	3,263	9,988	7,027	2,961

### 2 公共建築物の耐震化

表－10 幕別町における多数利用建築物の現状（令和3年度当初）単位：棟

施設名	建築年	特定 公共 建築物	総数	S57 以降	S56 以前	耐震性 有する	耐震性 不十分	耐震性 有する 総数	耐震化率 (%)
幕別小学校	S52～53	●	3	—	3	3	—	3	
札内南小学校	S54・58	●	8	2	6	6	—	8	
札内北小学校	S55～56、H8・14	●	10	8	2	2	—	10	
白人小学校	S57、H12	—	9	9	—	—	—	9	
忠類小学校	S57	—	3	3	—	—	—	3	
幕別中学校	S63、H5	—	7	7	—	—	—	7	
札内中学校	S47～50	●	10	1	9	9	—	10	
札内東中学校	S59～60、H4	—	5	5	—	—	—	5	
糠内中学校	S35・40・54、H4	●	5	2	3	3	—	5	
忠類中学校	S55	●	4	—	4	4	—	4	
小・中学校計			6	64	37	27	27	64	100.0
札内スปセン	H1	—	3	3	—	—	—	3	
農業者トレセン	S58、H2	—	2	2	—	—	—	2	
体育館計		0	5	5	—	—	—	5	100.0
百年記念ホール	H7	—	2	2	—	—	—	2	
幕別町民会館	S41	●	1	—	1	1	—	1	
集会施設計		1	3	2	1	1	—	3	100.0
あかしや南	S51～56	●	6	—	6	6	—	6	
泉町	H5・7～9	—	4	4	—	—	—	4	
公営住宅計		4	10	4	6	6	—	10	100.0
役場庁舎	H28	●	1	1	—	—	—	1	
忠類総合支所	S51	●	1	—	1	1	—	1	
幕別消防署	S57	—	1	1	—	—	—	1	
庁舎・事務所計		2	3	2	1	1	—	3	100.0
計			13	85	50	35	35	85	100.0

### 3 地震時に通行を確保すべき道路の指定

表-11 地震時に通行を確保すべき道路の指定一覧

北海道緊急輸送道路ネットワーク指定路線（幕別町管内分）

(単位: km)

区分	路線名	区間	延長
第1次緊急輸送道路	国道236号	帶広・広尾自動車道	7.1
	国道38号	全線	17.1
	国道242号	全線	2.2
	国道236号	全線	7.9
	国道336号	全線	2.6
	主要道道幕別大樹線	国道38号線～町道南1丁目通	0.9
	町道南1丁目通	主要道道幕別大樹線～東十勝消防事務組合	0.1
	町道西当北4線	国道236号～忠類大樹IC	0.5
第2次緊急輸送道路	主要道道幕別帶広芽室線	一般道道更別幕別線～札内清流大橋	2.6
	一般道道更別幕別線	国道38号～主要道道幕別帶広芽室線	0.9
	一般道道生花大樹線	全線	9.9
	町道幕別大通	主要道道幕別大樹線～幕別町役場	0.1
	町道南1丁目通	東十勝消防事務組合～幕別運動公園	0.2
	町道西町16号通	国道38号～帶広道路事務所・帶広河川事務所	0.1
	合計(14路線)		52.2

地域緊急輸送道路（幕別町単独指定）

(単位: km)

区分	路線名	区間	延長
地域緊急輸送道路	主要道道幕別大樹線	町道南1丁目通（第1次緊急輸送道路）～国道236号（第1次緊急輸送道路）	39.0
	主要道道豊頃糠内芽室線	主要道道幕別大樹線～一般道道更別幕別線	9.4
	主要道道幕別帶広芽室線	国道38号（第1次緊急輸送道路）～一般道道更別幕別線（第2次緊急輸送道路）	2.4
	一般道道幕別停車場線	全線（主要道道幕別大樹線～幕別駅前広場）	0.1
	一般道道明倫幕別停車場線	全線（主要道道豊頃糠内芽室線～主要道道幕別大樹線）	19.8
	一般道道札内停車場線	全線（町道札内本通～札内駅前広場）	0.1
	一般道道更別幕別線	主要道道幕別帶広芽室線（第1次緊急輸送道路）～主要道道豊頃糠内芽室線	17.1
	町道千代田通	国道38号（第1次緊急輸送道路）～幕別北コミュニティセンター	0.9
	町道明野大豊線	国道38号（第1次緊急輸送道路）～明野近隣センター	0.1
	町道幕別大通	幕別町役場～農業者トレーニングセンター	0.1
	町道幕別本通	主要道道幕別大樹線（第1次緊急輸送道路）～町道南町団地道路10号	0.9
	町道南町団地道路10号	全線（主要道道幕別大樹線～町道幕別本通）	0.6
	町道平和通	町道緑町団地道路1号～鉄南ふれあい交流館	0.5
	町道図書館通	町道平和通～幕別町保健福祉センター	0.2
	町道緑町団地道路1号	町道平和通～幕別南コミュニティセンター	0.1

	町道南町団地道路4号	町道南町団地道路10号～町道南町団地道路9号	0.2
	町道南町団地道路9号	町道南町団地道路4号～幕別高校	0.1
	町道幕別札内線	全線（一般道道明倫幕別停車場線～主要道道幕別帶広芽室線）	6.5
	町道千住北12号線	国道38号（第1次緊急輸送道路）～千住西ふれあい交流館	0.2
	町道札生北通	全線（町道札内8号線～国道38号（第1次緊急輸送道路））	1.5
	町道札生南通	国道38号（第1次緊急輸送道路）～町道北栄24号	1.0
	町道札内西大通	町道札内北大通～国道38号（第1次緊急輸送道路）	1.5
	町道札内2線	町道札内西大通～札内北小学校	0.1
	町道北栄大通	国道38号（第1次緊急輸送道路）～町道せせらぎ通	0.5
	町道せせらぎ通	町道北栄大通～北栄町近隣センター	0.3
	町道札内北大通	町道札内西大通～国道38号線（第1次緊急輸送道路）	1.1
	町道札内9号通	全線（国道38号（第1次緊急輸送道路）～町道暁町中通）	0.3
	町道暁町中通	町道札内9号通～暁町近隣センター	0.1
	町道札内10号線	国道38号（第1次緊急輸送道路）～札内スポーツセンター	0.3
	町道札内東通	全線（国道38号（第1次緊急輸送道路）～町道札内大通）	1.3
	町道札内大通	全線（国道38号（第1次緊急輸送道路）～町道札内東通）	0.4
	町道札内本通	国道38号（第1次緊急輸送道路）～一般道道札内停車場線	0.2
	町道春日10号通	町道札内東通～町道春日団地道路11号	0.3
	町道春日団地道路11号	全線（町道幕別札内線～町道春日10号通）	0.3
	町道札内鉄道南沿線通	全線（札内鉄南大通～町道幕別札内線）	1.0
	町道札内鉄南大通	全線（主要道道幕別帶広芽室線～町道桂町2号）	0.8
	町道桂町2号	町道札内鉄南大通～一般道道更別幕別線	0.2
	町道札内西和線	一般道道更別幕別線（第2次緊急輸送道路）～町道札内文京通	0.2
	町道札内文京通	町道札内西和線～町道文京学園通	0.3
	町道文京学園通	一般道道更別幕別線（第2次緊急輸送道路）～町道札内文京通	0.2
	町道依田6号線	主要道道幕別帶広芽室線（第1次緊急輸送道路）～依田近隣センター	0.2
	町道日新線	主要道道幕別帶広芽室線～日新近隣センター	5.5
	町道途別新川線	主要道道幕別大樹線～町道明野25号線	2.2
	町道明野25号線	町道途別新川線～町道大豊3号線	0.6
	町道大豊3号線	町道明野25号線～大豊近隣センター	0.1
	町道明倫14号線	一般道道明倫幕別停車場線～明倫小学校	0.6
	町道猿別川西線	主要道道豊頃糠内芽室線～美川近隣センター	1.5
	町道栄町団地道路4号	国道236号（第1次緊急輸送道路）～忠類中学校	0.1
	町道忠類北10線	国道236号（第1次緊急輸送道路）～町道ナウマンの里線	0.2
	町道ナウマンの里線	町道忠類北10線～忠類ふれあいセンター福寿	0.1
	町道忠類小学校線	国道236号（第1次緊急輸送道路）～町道忠類24号線	0.6
	町道忠類24号線	一般道道生花大樹線～町道忠類小学校線	0.6
	合計(52路線)		122.5

## 4 建築物の耐震改修の促進に関する法律

---

発令：平成 7 年 10 月 27 日法律第 123 号

最終改正：平成 30 年 6 月 27 日号外法律第 67 号

改正内容：平成 30 年 6 月 27 日号外法律第 67 号[令和 1 年 6 月 25 日]

### 第一章 総則

#### (目的)

第一条 この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

#### (定義)

第二条 この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。

2 この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替若しくは一部の除却又は敷地の整備をすることをいう。

3 この法律において「所管行政庁」とは、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

#### (国、地方公共団体及び国民の努力義務)

第三条 国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るために、資金の融通又はあっせん、資料の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。

4 国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

### 第二章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等

#### (基本方針)

第四条 國土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るために基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項
- 二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項
- 三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項
- 四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

五 次条第一項に規定する都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項  
その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

3 國土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

#### (都道府県耐震改修促進計画)

第五条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「都道府県耐震改修促進計画」という。）を定めるものとする。

- 2 都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
  - 二 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
  - 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
  - 四 建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るために措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
  - 五 その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項
- 3 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。
  - 一 病院、官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物で政令で定めるものであって、既存耐震不適格建築物（地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（以下「耐震関係規定」という。）に適合しない建築物で同法第三条第二項の規定の適用を受けているものをいう。以下同じ。）であるもの（その地震に対する安全性が明らかでないものとして政令で定める建築物（以下「耐震不明建築物」という。）に限る。）について、耐震診断を行わせ、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該建築物に関する事項及び当該建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
  - 二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路その他国土交通省令で定める道路（以下「建築物集合地域通過道路等」という。）に限る。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物（地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物（第十四条第三号において「通行障害建築物」という。）であって既存耐震不適格建築物であるものをいう。以下同じ。）について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
  - 三 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項
  - 四 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。）第三条第四号に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅（特定優良賃貸住宅法第六条に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。）を活用し、第十九条に規定する計画認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者（特定優良賃貸住宅法第三条第四号に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。）に対する仮住居を提供することが必要と認められる場合 特

## 定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項

五 前項第一号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）又は地方住宅供給公社（以下「公社」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合 機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項

4 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に前項第一号に定める事項を記載しようとするとときは、当該事項について、あらかじめ、当該建築物の所有者（所有者以外に権原に基づきその建築物を使用する者があるときは、その者及び所有者）の意見を聴かなければならない。

5 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に第三項第五号に定める事項を記載しようとするとときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社の同意を得なければならない。

6 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。

7 第三項から前項までの規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。（市町村耐震改修促進計画）

第六条 市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「市町村耐震改修促進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村耐震改修促進計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標  
二 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

四 建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るために措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項

五 その他当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

3 市町村は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。

一 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等に限る。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項

4 市町村は、市町村耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、市町村耐震改修促進計画の変更について準用する。

## 第三章 建築物の所有者が講ずべき措置

（要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震診断の義務）

第七条 次に掲げる建築物（以下「要安全確認計画記載建築物」という。）の所有者は、当該要安全確認計画記載建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期限までに所管行政庁に報告しなければならない。

- 一 第五条第三項第一号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された建築物 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限
- 二 その敷地が第五条第三項第二号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。） 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限
- 三 その敷地が前条第三項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限り、前号に掲げる建築物であるものを除く。） 同項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された期限

（要安全確認計画記載建築物に係る報告命令等）

第八条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の所有者が前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができる。

- 2 所管行政庁は、前項の規定による命令をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
- 3 所管行政庁は、第一項の規定により報告を命じようとする場合において、過失がなくて当該報告を命ずべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、耐震診断を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該報告をすべき旨及びその期限までに当該報告をしないときは、所管行政庁又はその命じた者若しくは委任した者が耐震診断を行うべき旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

（耐震診断の結果の公表）

第九条 所管行政庁は、第七条の規定による報告を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。前条第三項の規定により耐震診断を行い、又は行わせたときも、同様とする。

（通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断に要する費用の負担）

第十条 都道府県は、第七条第二号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

- 2 市町村は、第七条第三号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

（要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震改修の努力）

第十二条 要安全確認計画記載建築物の所有者は、耐震診断の結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該要安全確認計画記載建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

（要安全確認計画記載建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等）

第十三条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、基本方針のうち第四条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項（以下「技術指針事項」という。）を勘案して、要安全確認計画記載建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

- 2 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案

して、必要な指示をすることができる。

- 3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要安全確認計画記載建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(要安全確認計画記載建築物に係る報告、検査等)

第十三条 所管行政庁は、第八条第一項並びに前条第二項及び第三項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、要安全確認計画記載建築物の地震に対する安全性に係る事項（第七条の規定による報告の対象となる事項を除く。）に関し報告させ、又はその職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地若しくは要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(特定既存耐震不適格建築物の所有者の努力)

第十四条 次に掲げる建築物であって既存耐震不適格建築物であるもの（要安全確認計画記載建築物であるものを除く。以下「特定既存耐震不適格建築物」という。）の所有者は、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、その結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

一 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの

二 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

三 その敷地が第五条第三項第二号若しくは第三号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路又は第六条第三項の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物

(特定既存耐震不適格建築物に係る指導及び助言並びに指示等)

第十五条 所管行政庁は、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

- 2 所管行政庁は、次に掲げる特定既存耐震不適格建築物（第一号から第三号までに掲げる特定既存耐震不適格建築物にあっては、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものであって政令で定める規模以上のものに限る。）について必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物

二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定既存耐震不適格建築物

三 前条第二号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物

四 前条第三号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物

- 3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定既存耐震不適格建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、特定既存耐震不適格建築物の地震に対する安全性に係る事項に關し報告させ、又はその職員に、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地若しくは特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。
- 5 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(一定の既存耐震不適格建築物の所有者の努力等)

**第十六条 要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物以外の既存耐震不適格建築物の所有者は、当該既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。**

- 2 所管行政庁は、前項の既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、当該既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

#### 第四章 建築物の耐震改修の計画の認定

(計画の認定)

**第十七条 建築物の耐震改修をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、建築物の耐震改修の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。**

- 2 前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
  - 一 建築物の位置
  - 二 建築物の階数、延べ面積、構造方法及び用途
  - 三 建築物の耐震改修の事業の内容
  - 四 建築物の耐震改修の事業に関する資金計画
  - 五 その他国土交通省令で定める事項
- 3 所管行政庁は、第一項の申請があった場合において、建築物の耐震改修の計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その旨の認定（以下この章において「計画の認定」という。）をすることができる。
  - 一 建築物の耐震改修の事業の内容が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していること。
  - 二 前項第四号の資金計画が建築物の耐震改修の事業を確実に遂行するため適切なものであること。
  - 三 第一項の申請に係る建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定及び耐震関係規定以外の建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合せず、かつ、同法第三条第二項の規定の適用を受けているものである場合において、当該建築物又は建築物の部分の増築、改築、大規模の修繕（同法第二条第十四号に規定する大規模の修繕をいう。）又は大規模の模様替（同条第十五号に規定する大規模の模様替をいう。）をしようとするものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の同法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなるものであるときは、前二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。
    - イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の同法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなるものであるときは、前二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

くはその敷地の部分が耐震関係規定以外の建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ 工事の計画（二以上の工事に分けて耐震改修の工事を行う場合にあっては、それぞれの工事の計画。第五号ロ及び第六号ロにおいて同じ。）に係る建築物及び建築物の敷地について、交通上の支障の度、安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が高くならないものであること。

四 第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である耐火建築物（建築基準法第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。）である場合において、当該建築物について柱若しくは壁を設け、又は柱若しくははりの模様替をすることにより当該建築物が同法第二十七条第二項の規定に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が建築基準法第二十七条第二項の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ 次に掲げる基準に適合し、防火上及び避難上支障がないと認められるものであること。

（1） 工事の計画に係る柱、壁又ははりの構造が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。

（2） 工事の計画に係る柱、壁又ははりに係る火災が発生した場合の通報の方法が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。

五 第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である場合において、当該建築物について増築をすることにより当該建築物が建築物の容積率（延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。）に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（イ及び第八項において「容積率関係規定」という。）に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が容積率関係規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ 工事の計画に係る建築物について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるものであること。

六 第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である場合において、当該建築物について増築をすることにより当該建築物が建築物の建蔽率（建築面積の敷地面積に対する割合をいう。）に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（イ及び第九項において「建蔽率関係規定」という。）に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が建蔽率関係規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ 工事の計画に係る建築物について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるものであること。

4 第一項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要するものである場合において、計画の認定をしようとするときは、所管行政庁は、あらかじめ、建築主事の同意を得なければならない。

5 建築基準法第九十三条の規定は所管行政庁が同法第六条第一項の規定による確認

又は同法第十八条第二項の規定による通知を要する建築物の耐震改修の計画について計画の認定をしようとする場合について、同法第九十三条の二の規定は所管行政庁が同法第六条第一項の規定による確認を要する建築物の耐震改修の計画について計画の認定をしようとする場合について準用する。

6 所管行政庁が計画の認定をしたときは、次に掲げる建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分（以下この項において「建築物等」という。）については、建築基準法第三条第三項第三号及び第四号の規定にかかわらず、同条第二項の規定を適用する。

一 耐震関係規定に適合せず、かつ、建築基準法第三条第二項の規定の適用を受けている建築物等であって、第三項第一号の国土交通大臣が定める基準に適合しているものとして計画の認定を受けたもの

二 計画の認定に係る第三項第三号の建築物等

7 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第四号の建築物については、建築基準法第二十七条第二項の規定は、適用しない。

8 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第五号の建築物については、容積率関係規定は、適用しない。

9 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第六号の建築物については、建蔽率関係規定は、適用しない。

10 第一項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要するものである場合において、所管行政庁が計画の認定をしたときは、同法第六条第一項又は第十八条第三項の規定による確認済証の交付があったものとみなす。この場合において、所管行政庁は、その旨を建築主事に通知するものとする。

（計画の変更）

第十八条 計画の認定を受けた者（第二十八条第一項及び第三項を除き、以下「認定事業者」という。）は、当該計画の認定を受けた計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、所管行政庁の認定を受けなければならぬ。

2 前条の規定は、前項の場合について準用する。

（計画認定建築物に係る報告の徴収）

第十九条 所管行政庁は、認定事業者に対し、計画の認定を受けた計画（前条第一項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。次条において同じ。）に係る建築物（以下「計画認定建築物」という。）の耐震改修の状況について報告を求めることができる。

（改善命令）

第二十条 所管行政庁は、認定事業者が計画の認定を受けた計画に従って計画認定建築物の耐震改修を行っていないと認めるとときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（計画の認定の取消し）

第二十一条 所管行政庁は、認定事業者が前条の規定による処分に違反したときは、計画の認定を取り消すことができる。

第五章 建築物の地震に対する安全性に係る認定等

（建築物の地震に対する安全性に係る認定）

第二十二条 建築物の所有者は、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁に対し、当該建築物について地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定を申請することができる。

2 所管行政庁は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る建築物が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していると認めるときは、その旨の認定をすることができる。

- 3 前項の認定を受けた者は、同項の認定を受けた建築物（以下「基準適合認定建築物」という。）、その敷地又はその利用に関する広告その他の国土交通省令で定めるもの（次項において「広告等」という。）に、国土交通省令で定めるところにより、当該基準適合認定建築物が前項の認定を受けている旨の表示を付することができる。
- 4 何人も、前項の規定による場合を除くほか、建築物、その敷地又はその利用に関する広告等に、同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。  
(基準適合認定建築物に係る認定の取消し)

第二十三条 所管行政庁は、基準適合認定建築物が前条第二項の基準に適合しなくなつたと認めるときは、同項の認定を取り消すことができる。

(基準適合認定建築物に係る報告、検査等)

第二十四条 所管行政庁は、前条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、第二十二条第二項の認定を受けた者に対し、基準適合認定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地若しくは基準適合認定建築物の工事現場に立ち入り、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

## 第六章 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定等

(区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定)

第二十五条 耐震診断が行われた区分所有建築物（二以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）第二条第二項に規定する区分所有者をいう。以下同じ。）が存する建築物をいう。以下同じ。）の管理者等（同法第二十五条第一項の規定により選任された管理者（管理者がないときは、同法第三十四条の規定による集会において指定された区分所有者）又は同法第四十九条第一項の規定により置かれた理事をいう。）は、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁に対し、当該区分所有建築物について耐震改修を行う必要がある旨の認定を申請することができる。

- 2 所管行政庁は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る区分所有建築物が地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していないと認めるときは、その旨の認定をすることができる。
- 3 前項の認定を受けた区分所有建築物（以下「要耐震改修認定建築物」という。）の耐震改修が建物の区分所有等に関する法律第十七条第一項に規定する共用部分の変更に該当する場合における同項の規定の適用については、同項中「区分所有者及び議決権の各四分の三以上の多数による集会の決議」とあるのは「集会の決議」とし、同項ただし書の規定は、適用しない。

(要耐震改修認定建築物の区分所有者の耐震改修の努力)

第二十六条 要耐震改修認定建築物の区分所有者は、当該要耐震改修認定建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

(要耐震改修認定建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等)

第二十七条 所管行政庁は、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、技術指針事項を勘案して、要耐震改修認定建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

- 2 所管行政庁は、要耐震改修認定建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。
- 3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要耐震改修認定建築物の区分所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、要耐震改修認定建築物の地震に対する安全性に係る事項に關し報告させ、又はその職員に、要耐震改修認定建築物、要耐震改修認定建築物の敷地若しくは要耐震改修認定建築物の工事現場に立ち入り、要耐震改修認定建築物、要耐震改修認定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

5 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

### 第七章 建築物の耐震改修に係る特例

#### (特定優良賃貸住宅の入居者の資格に係る認定の基準の特例)

第二十八条 第五条第三項第四号の規定により都道府県耐震改修促進計画に特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項を記載した都道府県の区域内において、特定優良賃貸住宅法第五条第一項に規定する認定事業者は、特定優良賃貸住宅の全部又は一部について特定優良賃貸住宅法第三条第四号に規定する資格を有する入居者を国土交通省令で定める期間以上確保することができないときは、特定優良賃貸住宅法の規定にかかわらず、都道府県知事（市の区域内にあっては、当該市の長。第三項において同じ。）の承認を受けて、その全部又は一部を特定入居者に賃貸することができる。

2 前項の規定により特定優良賃貸住宅の全部又は一部を賃貸する場合においては、当該賃貸借を、借地借家法（平成三年法律第九十号）第三十八条第一項の規定による建物の賃貸借（国土交通省令で定める期間を上回らない期間を定めたものに限る。）としなければならない。

3 特定優良賃貸住宅法第五条第一項に規定する認定事業者が第一項の規定による都道府県知事の承認を受けた場合における特定優良賃貸住宅法第十一条第一項の規定の適用については、同項中「処分」とあるのは、「処分又は建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号）第二十八条第二項の規定」とする。

#### (機構の業務の特例)

第二十九条 第五条第三項第五号の規定により都道府県耐震改修促進計画に機構による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項を記載した都道府県の区域内において、機構は、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）第十一條に規定する業務のほか、委託に基づき、政令で定める建築物（同条第三項第二号の住宅又は同項第四号の施設であるものに限る。）の耐震診断及び耐震改修の業務を行うことができる。

#### (公社の業務の特例)

第三十条 第五条第三項第五号の規定により都道府県耐震改修促進計画に公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項を記載した都道府県の区域内において、公社は、地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第百二十四号）第二十二条に規定する業務のほか、委託により、住宅の耐震診断及び耐震改修並びに市街地において自ら又は委託により行った住宅の建設と一体として建設した商店、事務所等の用に供する建築物及び団地の居住者の利便に供する建築物の耐震診断及び耐震改修の業務を行うことができる。

2 前項の規定により公社の業務が行われる場合には、地方住宅供給公社法第四十九条第三号中「第二十二条に規定する業務」とあるのは、「第二十二条に規定する業務及び建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号）第三十条第一項に規定する業務」とする。

#### (独立行政法人住宅金融支援機構の資金の貸付けについての配慮)

第三十一条 独立行政法人住宅金融支援機構は、法令及びその事業計画の範囲内において、計画認定建築物である住宅の耐震改修が円滑に行われるよう、必要な資金の貸付けについて配慮するものとする。

## 第八章 耐震改修支援センター (耐震改修支援センター)

第三十二条 國土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の実施を支援することを目的とする一般社団法人又は一般財團法人その他営利を目的としない法人であつて、第三十四条に規定する業務（以下「支援業務」という。）に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、耐震改修支援センター（以下「センター」という。）として指定することができる。

- 一 職員、支援業務の実施の方法その他の事項についての支援業務の実施に関する計画が、支援業務の適確な実施のために適切なものであること。
- 二 前号の支援業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
- 三 役員又は職員の構成が、支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 四 支援業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 五 前各号に定めるもののほか、支援業務を公正かつ適確に行うことができるものであること。

### （指定の公示等）

第三十三条 國土交通大臣は、前条の規定による指定（以下単に「指定」という。）をしたときは、センターの名称及び住所並びに支援業務を行う事務所の所在地を公示しなければならない。

- 2 センターは、その名称若しくは住所又は支援業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を國土交通大臣に届け出なければならない。
- 3 國土交通大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。

### （業務）

第三十四条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 認定事業者が行う計画認定建築物である要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物の耐震改修に必要な資金の貸付けを行った國土交通省令で定める金融機関の要請に基づき、当該貸付けに係る債務の保証をすること。
- 二 建築物の耐震診断及び耐震改修に関する情報及び資料の収集、整理及び提供を行うこと。
- 三 建築物の耐震診断及び耐震改修に関する調査及び研究を行うこと。
- 四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

### （業務の委託）

第三十五条 センターは、國土交通大臣の認可を受けて、前条第一号に掲げる業務（以下「債務保証業務」という。）のうち債務の保証の決定以外の業務の全部又は一部を金融機関その他の者に委託することができる。

- 2 金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。

### （債務保証業務規程）

第三十六条 センターは、債務保証業務に関する規程（以下「債務保証業務規程」という。）を定め、國土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 債務保証業務規程で定めるべき事項は、國土交通省令で定める。
- 3 國土交通大臣は、第一項の認可をした債務保証業務規程が債務保証業務の公正かつ適確な実施上不適當となつたと認めるときは、その債務保証業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(事業計画等)

第三十七条 センターは、毎事業年度、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に係る事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあっては、その指定を受けた後遅滞なく）、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 センターは、毎事業年度、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に係る事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度経過後三月以内に、国土交通大臣に提出しなければならない。

(区分経理)

第三十八条 センターは、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる業務ごとに経理を区分して整理しなければならない。

- 一 債務保証業務及びこれに附帯する業務
- 二 第三十四条第二号及び第三号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務  
(帳簿の備付け等)

第三十九条 センターは、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に関する事項で国土交通省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、センターは、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に関する書類で国土交通省令で定めるものを保存しなければならない。

(監督命令)

第四十条 国土交通大臣は、支援業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、センターに対し、支援業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(センターに係る報告、検査等)

第四十一条 国土交通大臣は、支援業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、センターに対し支援業務若しくは資産の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、センターの事務所に立ち入り、支援業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指定の取消し等)

第四十二条 国土交通大臣は、センターが次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

- 一 第三十三条第二項又は第三十七条から第三十九条までの規定のいずれかに違反したとき。
  - 二 第三十六条第一項の認可を受けた債務保証業務規程によらないで債務保証業務を行ったとき。
  - 三 第三十六条第三項又は第四十条の規定による命令に違反したとき。
  - 四 第三十二条各号に掲げる基準に適合していないと認めるとき。
  - 五 センター又はその役員が、支援業務に関し著しく不適当な行為をしたとき。
  - 六 不正な手段により指定を受けたとき。
- 2 国土交通大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

第九章 罰則

第四十三条 第八条第一項の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。

第四十四条 第十三条第一項、第十五条第四項又は第二十七条第四項の規定による報告

をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十九条、第二十四条第一項又は第四十一条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 二 第二十二条第四項の規定に違反して、表示を付した者
- 三 第二十四条第一項又は第四十一条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- 四 第三十九条第一項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者
- 五 第三十九条第二項の規定に違反した者
- 六 第四十一条第一項の規定による質問に対して答弁せず、又は虚偽の答弁をした者

第四十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の刑を科する。

#### 附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

[平成七年一二月政令四二八号により、平成七・一二・二五から施行]

(機構の業務の特例に係る委託契約を締結する期限)

第二条 第二十九条の規定により機構が委託に基づき行う業務は、当該委託に係る契約が平成二十七年十二月三十一日までに締結される場合に限り行うことができる。

(要緊急安全確認大規模建築物の所有者の義務等)

第三条 次に掲げる既存耐震不適格建築物であって、その地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模なものとして政令で定めるもの(要安全確認計画記載建築物であって当該要安全確認計画記載建築物に係る第七条各号に定める期限が平成二十七年十二月三十日以前であるものを除く。以下この条において「要緊急安全確認大規模建築物」という。)の所有者は、当該要緊急安全確認大規模建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を同月三十一日までに所管行政庁に報告しなければならない。

- 一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する既存耐震不適格建築物
- 二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する既存耐震不適格建築物
- 三 第十四条第二号に掲げる建築物である既存耐震不適格建築物
- 2 第七条から第十三条までの規定は要安全確認計画記載建築物である要緊急安全確認大規模建築物であるものについて、第十四条及び第十五条の規定は要緊急安全確認大規模建築物については、適用しない。
- 3 第八条、第九条及び第十一条から第十三条までの規定は、要緊急安全確認大規模建築物について準用する。この場合において、第八条第一項中「前条」とあり、並びに第九条及び第十三条第一項中「第七条」とあるのは「附則第三条第一項」と、第九条中「前条第三項」とあるのは「同条第三項において準用する前条第三項」と、第十三条第一項中「第八条第一項」とあるのは「附則第三条第三項において準用する第八条第一項」と読み替えるものとする。
- 4 前項において準用する第八条第一項の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。
- 5 第三項において準用する第十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五十万

円以下の罰金に処する。

- 6 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても当該各項の刑を科する。

附 則〔平成八年三月三一日法律第二一号抄〕

(施行期日)

- 1 この法律は、平成八年四月一日から施行する。〔後略〕

附 則〔平成九年三月三一日法律第二六号抄〕

(施行期日)

- 1 この法律は、平成九年四月一日から施行する。〔後略〕

(経過措置)

- 2 住宅金融公庫の貸付金の利率及び償還期間に関する規定による改正後の住宅金融公庫法第二十一条第一項の表一の項及び四の項から六の項まで、第三条の規定による改正後の北海道防寒住宅建設等促進法第八条第二項の表一の項並びに第八条の二第二項の表二の項及び三の項並びに第四条の規定による改正後の建築物の耐震改修の促進に関する法律第十条の規定は、住宅金融公庫が平成九年四月一日以後に資金の貸付けの申込みを受理したものから適用するものとし、住宅金融公庫が同日前に資金の貸付けの申込みを受理したものについては、なお従前の例による。

- 4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

〔平成一一年一二月二二日法律第一六〇号抄〕

(処分、申請等に関する経過措置)

第千三百一条 中央省庁等改革関係法及びこの法律(以下「改革関係法等」と総称する。)の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

- 2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

- 3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手續がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければないとされた事項についてその手續がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

(従前の例による処分等に関する経過措置)

第千三百二条 なお従前の例によることとする法令の規定により、従前の国の機関がすべき免許、許可、認可、承認、指定その他の処分若しくは通知その他の行為又は従前の国の機関に対してすべき申請、届出その他の行為については、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の規定に基づくその任務及び所掌事務の区分に応じ、それぞれ、相当の国の機関がすべきものとし、又は相当の国の機関に対してすべきものとする。

(罰則に関する経過措置)

第千三百三条 改革関係法等の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第千三百四十四条 第七十一条から第七十六条まで及び第千三百一条から前条まで並

びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則〔平成一一年一二月二二日法律第一六〇号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　〔前略〕第千三百四十四条の規定　公布の日

二　〔略〕

附 則〔平成一七年七月六日法律第八二号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。〔後略〕

附 則〔平成一七年一一月七日法律第一二〇号〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔平成一八年一月政令七号により、平成一八・一・二六から施行〕

（処分、手続等に関する経過措置）

第二条 この法律による改正前の建築物の耐震改修の促進に関する法律（次項において「旧法」という。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、この法律による改正後の建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「新法」という。）の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によつてした処分、手続その他の行為とみなす。

2 新法第八条及び第九条の規定は、この法律の施行後に新法第八条第一項又は第九条第一項の規定により申請があつた認定の手続について適用し、この法律の施行前に旧法第五条第一項又は第六条第一項の規定により申請があつた認定の手続については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるとときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（建築基準法の一部改正）

第六条 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）の一部を次のように改正する。

〔次のように略〕

（独立行政法人都市再生機構法の一部改正）

第七条 独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

〔次のように略〕

（独立行政法人住宅金融支援機構法の一部改正）

第八条 独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

〔次のように略〕

〔平成一八年六月二日法律第五〇号抄〕

（罰則に関する経過措置）

第四百五十七条 施行日前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四百五十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による法律の廃止又は改正に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔平成一八年六月二日法律第五〇号〕

沿革

平成二三年 六月二四日号外法律第七四号〔情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律附則三五条による改正〕

この法律は、一般社団・財団法人法〔一般社団法人及び一般財団法人に関する法律=平成一八年六月法律第四八号〕の施行の日〔平成二〇年一二月一日〕から施行する。〔後略〕

附 則〔平成二三年六月二四日法律第七四号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。〔後略〕

附 則〔平成二三年八月三〇日法律第一〇五号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。〔後略〕

(罰則に関する経過措置)

第八十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則〔平成二五年五月二九日法律第二〇号〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔平成二五年一〇月政令二九三号により、平成二五・一一・二五から施行〕

(処分、手続等に関する経過措置)

第二条 この法律による改正前の建築物の耐震改修の促進に関する法律の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、この法律による改正後の建築物の耐震改修の促進に関する法律(附則第四条において「新法」という。)の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によつてした処分、手続その他の行為とみなす。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(建築基準法の一部改正)

第五条 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(都市再生特別措置法の一部改正)

第六条 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）の一部を次のように改正する。

〔次のように略〕

（独立行政法人都市再生機構法の一部改正）

第七条 独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

〔次のように略〕

附 則〔平成二六年六月四日法律第五四号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔後略〕

〔平成二七年一月政令一〇号により、平成二七・六・一から施行〕

附 則〔平成三〇年六月二七日法律第六七号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔後略〕

〔令和元年六月政令二九号により、令和元・六・二五から施行〕

## 5. 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令

発令：平成 7 年 12 月 22 日号外政令第 429 号

最終改正：平成 30 年 11 月 30 日号外政令第 323 号

改正内容：平成 30 年 11 月 30 日号外政令第 323 号[平成 31 年 1 月 1 日]

(都道府県知事が所管行政庁となる建築物)

第一条 建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第三項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十七条の二第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内のものは、同法第六条第一項第四号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物とする。

2 法第二条第三項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物（第二号に掲げる建築物にあっては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。）とする。

- 一 延べ面積（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第四号に規定する延べ面積をいう。）が一万平方メートルを超える建築物
- 二 その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、建築基準法第五十一条（同法第八十七条第二項及び第三項において準用する場合を含む。）（市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあっては、卸売市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。）並びに同法以外の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物

(都道府県耐震改修促進計画に記載することができる公益上必要な建築物)

第二条 法第五条第三項第一号の政令で定める公益上必要な建築物は、次に掲げる施設である建築物とする。

- 一 診療所
- 二 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第四号に規定する電気通信事業の用に供する施設
- 三 電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第十六号に規定する電気事業の用に供する施設
- 四 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十一項に規定するガス事業の用に供する施設
- 五 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四十九号）第二条第三項に規定する液化石油ガス販売事業の用に供する施設
- 六 水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第三条第二項に規定する水道事業又は同条第四項に規定する水道用水供給事業の用に供する施設
- 七 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号に規定する公共下水道又は同条第四号に規定する流域下水道の用に供する施設
- 八 熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）第二条第二項に規定する熱供給事業の用に供する施設
- 九 火葬場
- 十 汚物処理場
- 十一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。次号において「廃棄物処理法施行令」という。）第五条第一項に規定するごみ処理施設
- 十二 廃棄物処理法施行令第七条第一号から第十三号の二までに掲げる産業廃棄物

の処理施設（工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理を行うものを除く。）

十三 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供する施設

十四 軌道法（大正十年法律第七十六号）第一条第一項に規定する軌道の用に供する施設

十五 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する施設

十六 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供する施設

十七 自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第百三十六号）第二条第八項に規定する自動車ターミナル事業の用に供する施設

十八 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第五項に規定する港湾施設

十九 空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空港の用に供する施設

二十 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二号に規定する基幹放送の用に供する施設

二十一 工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第四項に規定する工業用水道事業の用に供する施設

二十二 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第十号に規定する地域防災計画において災害応急対策に必要な施設として定められたものその他これに準ずるものとして国土交通省令で定めるもの

（耐震不明建築物の要件）

第三条 法第五条第三項第一号の政令で定めるその地震に対する安全性が明らかでない建築物は、昭和五十六年五月三十一日以前に新築の工事に着手したものとする。ただし、同年六月一日以後に増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事（次に掲げるものを除く。）に着手し、建築基準法第七条第五項、第七条の二第五項又は第十八条第十八項の規定による検査済証の交付（以下この条において単に「検査済証の交付」という。）を受けたもの（建築基準法施行令第百三十七条の十四第一号に定める建築物の部分（以下この条において「独立部分」という。）が二以上ある建築物にあっては、当該二以上の独立部分の全部について同日以後にこれらの工事に着手し、検査済証の交付を受けたものに限る。）を除く。

一 建築基準法第八十六条の八第一項の規定による認定を受けた全体計画に係る二以上の工事のうち最後の工事以外の増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事

二 建築基準法施行令第百三十七条の二第三号に掲げる範囲内の増築又は改築の工事であって、増築又は改築後の建築物の構造方法が同号イに適合するもの

三 建築基準法施行令第百三十七条の十二第一項に規定する範囲の大規模の修繕又は大規模の模様替の工事

（通行障害建築物の要件）

第四条 法第五条第三項第二号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

一 そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める距離（これによることが不適当である場合として国土交通省令で定める場合においては、当該前面道路の幅員が十二メートル以下のときは六メートルを超える範囲において、当該前面道路の幅員が十二メートルを超えるときは六メートル以上の範囲において、国土交通省令で定める距離）を加えた数値を超える建築物（次号に掲げるものを除く。）

イ 当該前面道路の幅員が十二メートル以下の場合 六メートル

ロ 当該前面道路の幅員が十二メートルを超える場合 当該前面道路の幅員の二

分の一に相当する距離

二 その前面道路に面する部分の長さが二十五メートル（これによることが不適当である場合として国土交通省令で定める場合においては、八メートル以上二十五メートル未満の範囲において国土交通省令で定める長さ）を超えるか、その前面道路に面する部分のいずれかの高さが、当該部分から当該前面道路の境界線までの水平距離に当該前面道路の幅員の二分の一に相当する距離（これによることが不適当である場合として国土交通省令で定める場合においては、二メートル以上の範囲において国土交通省令で定める距離）を加えた数値を二・五で除して得た数値を超える組積造の埠であって、建物（土地に定着する工作物のうち屋根及び柱又は壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）をいう。）に附属するもの

（要安全確認計画記載建築物に係る報告及び立入検査）

第五条 所管行政庁は、法第十三条第一項の規定により、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、当該要安全確認計画記載建築物につき、当該要安全確認計画記載建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該要安全確認計画記載建築物の耐震診断及び耐震改修の状況（法第七条の規定による報告の対象となる事項を除く。）に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第十三条第一項の規定により、その職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地又は要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、当該要安全確認計画記載建築物並びに当該要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

（多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物の要件）

第六条 法第十四条第一号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 ポーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
  - 二 診療所
  - 三 映画館又は演芸場
  - 四 公会堂
  - 五 卸売市場又はマーケットその他の物品販売業を営む店舗
  - 六 ホテル又は旅館
  - 七 貸賃住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎又は下宿
  - 八 老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
  - 九 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
  - 十 博物館、美術館又は図書館
  - 十一 遊技場
  - 十二 公衆浴場
  - 十三 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
  - 十四 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
  - 十五 工場
  - 十六 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの
  - 十七 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設
  - 十八 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
- 2 法第十四条第一号の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計（当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）とする。
- 一 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 階数二及び床面積の合計五百平方メートル
  - 二 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校

- (以下「小学校等」という。)、老人ホーム又は前項第八号若しくは第九号に掲げる建築物(保育所を除く。) 階数二及び床面積の合計千平方メートル
- 三 学校(幼稚園、小学校等及び幼保連携型認定こども園を除く。)、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所又は前項第一号から第七号まで若しくは第十号から第十八号までに掲げる建築物 階数三及び床面積の合計千平方メートル
- 四 体育館 階数一及び床面積の合計千平方メートル
- 3 前項各号のうち二以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第十四条第一号の政令で定める規模は、同項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める階数及び床面積の合計とする。
- (危険物の貯蔵場等の用途に供する特定既存耐震不適格建築物の要件)
- 第七条 法第十四条第二号の政令で定める危険物は、次に掲げるものとする。
- 一 消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)第二条第七項に規定する危険物(石油類を除く。)
- 二 危険物の規制に関する政令(昭和三十四年政令第三百六号)別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類又は同表備考第八号に規定する可燃性液体類
- 三 マッチ
- 四 可燃性のガス(次号及び第六号に掲げるものを除く。)
- 五 圧縮ガス
- 六 液化ガス
- 七 毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三号)第二条第一項に規定する毒物又は同条第二項に規定する劇物(液体又は気体のものに限る。)
- 2 法第十四条第二号の政令で定める数量は、次の各号に掲げる危険物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数量(第六号及び第七号に掲げる危険物にあっては、温度が零度で圧力が一気圧の状態における数量とする。)とする。
- 一 火薬類 次に掲げる火薬類の区分に応じ、それに定める数量
- イ 火薬 十トン
- ロ 爆薬 五トン
- ハ 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管 五十万個
- ニ 銃用雷管 五百万個
- ホ 実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線 五万個
- ヘ 導爆線又は導火線 五百キロメートル
- ト 信号炎管若しくは信号火薬(せん)又は煙火 二トン
- チ その他の火薬又は爆薬を使用した火工品 当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それイ又はロに定める数量
- 二 消防法第二条第七項に規定する危険物 危険物の規制に関する政令別表第三の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の十倍の数量
- 三 危険物の規制に関する政令別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類 三十トン
- 四 危険物の規制に関する政令別表第四備考第八号に規定する可燃性液体類 二十立方メートル
- 五 マッチ 三百マッチトン
- 六 可燃性のガス(次号及び第八号に掲げるものを除く。) 二万立方メートル
- 七 圧縮ガス 二十万立方メートル
- 八 液化ガス 二千トン
- 九 毒物及び劇物取締法第二条第一項に規定する毒物(液体又は気体のものに限る。) 二十トン
- 十 毒物及び劇物取締法第二条第二項に規定する劇物(液体又は気体のものに限る。)

二百トン

- 3 前項各号に掲げる危険物の二種類以上を貯蔵し、又は処理しようとする場合においては、同項各号に定める数量は、貯蔵し、又は処理しようとする同項各号に掲げる危険物の数量の数値をそれぞれ当該各号に定める数量の数値で除し、それらの商を加えた数値が一である場合の数量とする。

(所管行政庁による指示の対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件)

第八条 法第十五条第二項の政令で定める特定既存耐震不適格建築物は、次に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物とする。

- 一 体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
- 二 病院又は診療所
- 三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- 四 集会場又は公会堂
- 五 展示場
- 六 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 七 ホテル又は旅館
- 八 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 九 博物館、美術館又は図書館
- 十 遊技場
- 十一 公衆浴場
- 十二 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- 十三 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 十四 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの
- 十五 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設で、一般公共の用に供されるもの
- 十六 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
- 十七 幼稚園、小学校等又は幼保連携型認定こども園
- 十八 老人ホーム、老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するものの
- 十九 法第十四条第二号に掲げる建築物

- 2 法第十五条第二項の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める床面積の合計（当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）とする。

- 一 前項第一号から第十六号まで又は第十八号に掲げる建築物（保育所を除く。）床面積の合計二千平方メートル
  - 二 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 床面積の合計七百五十平方メートル
  - 三 小学校等 床面積の合計一千五百平方メートル
  - 四 前項第十九号に掲げる建築物 床面積の合計五百平方メートル
- 3 前項第一号から第三号までのうち二以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第十五条第二項の政令で定める規模は、前項の規定にかかわらず、同項第一号から第三号までに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同項第一号から第三号までに定める床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める床面積の合計とする。

(特定既存耐震不適格建築物に係る報告及び立入検査)

第九条 所管行政庁は、法第十五条第四項の規定により、前条第一項の特定既存耐震不

適格建築物で同条第二項に規定する規模以上のもの及び法第十五条第二項第四号に掲げる特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、これらの特定既存耐震不適格建築物につき、当該特定既存耐震不適格建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に關し報告させることができる。

- 2 所管行政庁は、法第十五条第四項の規定により、その職員に、前条第一項の特定既存耐震不適格建築物で同条第二項に規定する規模以上のもの及び法第十五条第二項第四号に掲げる特定既存耐震不適格建築物、これらの特定既存耐震不適格建築物の敷地又はこれらの特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、当該特定既存耐震不適格建築物並びに当該特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

(基準適合認定建築物に係る報告及び立入検査)

第十条 所管行政庁は、法第二十四条第一項の規定により、法第二十二条第二項の認定を受けた者に対し、当該認定に係る基準適合認定建築物につき、当該基準適合認定建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該基準適合認定建築物の耐震診断の状況に關し報告させることができる。

- 2 所管行政庁は、法第二十四条第一項の規定により、その職員に、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地又は基準適合認定建築物の工事現場に立ち入り、当該基準適合認定建築物並びに当該基準適合認定建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

(要耐震改修認定建築物に係る報告及び立入検査)

第十一條 所管行政庁は、法第二十七条第四項の規定により、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、当該要耐震改修認定建築物につき、当該要耐震改修認定建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該要耐震改修認定建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に關し報告させることができる。

- 2 所管行政庁は、法第二十七条第四項の規定により、その職員に、要耐震改修認定建築物、要耐震改修認定建築物の敷地又は要耐震改修認定建築物の工事現場に立ち入り、当該要耐震改修認定建築物並びに当該要耐震改修認定建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

(独立行政法人都市再生機構の業務の特例の対象となる建築物)

第十二条 法第二十九条の政令で定める建築物は、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）第十一條第三項第二号の住宅（共同住宅又は長屋に限る。）又は同項第四号の施設である建築物とする。

#### 附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日（平成七年十二月二十五日）から施行する。

(地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模な既存耐震不適格建築物の要件)

第二条 法附則第三条第一項の政令で定める既存耐震不適格建築物は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

一 第八条第一項各号に掲げる建築物であること。ただし、同項第十九号に掲げる建築物（地震による当該建築物の倒壊により当該建築物の敷地外に被害を及ぼすおそれが大きいものとして国土交通大臣が定める危険物を貯蔵し、又は処理しようとするものに限る。）にあっては、その外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離が、当該危険物の区分に応じ、国土交通大臣が定める距離以下のものに限る。

二 次のイからヘまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該イからヘまでに定

める階数及び床面積の合計（当該イからヘまでに掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）以上のものであること。

イ 第八条第一項第一号から第七号まで又は第九号から第十六号までに掲げる建築物（体育館（一般公共の用に供されるものに限る。ロにおいて同じ。）を除く。）

階数三及び床面積の合計五千平方メートル

ロ 体育館 階数一及び床面積の合計五千平方メートル

ハ 第八条第一項第八号又は第十八号に掲げる建築物（保育所を除く。） 階数二  
及び床面積の合計五千平方メートル

ニ 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 階数二及び床面積の合計千五百  
平方メートル

ホ 小学校等 階数二及び床面積の合計三千平方メートル

ヘ 第八条第一項第十九号に掲げる建築物 階数一及び床面積の合計五千平方メ  
ートル

三 第三条に規定する建築物であること。

2 前項第二号イからホまでのうち二以上に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法附則第三条第一項の政令で定める既存耐震不適格建築物は、前項の規定にかかわらず、同項第一号及び第三号に掲げる要件のほか、同項第二号イからホまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同号イからホまでに定める階数及び床面積の合計以上のものであることに相当するものとして国土交通省令で定める要件に該当するものとする。

（要緊急安全確認大規模建築物に係る報告及び立入検査）

第三条 第五条の規定は、要緊急安全確認大規模建築物について準用する。この場合において、同条中「法第十三条第一項」とあるのは「法附則第三条第三項において準用する法第十三条第一項」と、同条第一項中「法第七条」とあるのは「法附則第三条第一項」と読み替えるものとする。

附 則〔平成八年三月三一日政令第八七号〕

この政令は、平成八年四月一日から施行する。〔後略〕

附 則〔平成九年八月二九日政令第二七四号〕

この政令は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律〔平成九年六月法律第七九号〕の施行の日（平成九年九月一日）から施行する。

附 則〔平成一一年一月一三日政令第五号〕

この政令は、建築基準法の一部を改正する法律〔平成一〇年六月法律第一〇〇号〕の一部の施行の日（平成十一年五月一日）から施行する。

附 則〔平成一一年一〇月一日政令第三一二号抄〕

（施行期日）

第一条 この政令は、地方自治法等の一部を改正する法律（平成十年法律第五十四号。以下「法」という。）の施行の日（平成十二年四月一日。以下「施行日」という。）から施行する。〔後略〕

（許認可等に関する経過措置）

第十三条 施行日前に法による改正前のそれぞれの法律若しくはこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定により都知事その他の都の機関が行った許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又は施行日前に法による改正前のそれぞれの法律若しくはこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定によりこれらの機関に対してされた許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、施行日において特別区の区長その他の機関がこれらの行為に係る行政事務を行うこととなるものは、別段の定めがあるもののほか、施行日以後における法による改正後のそれぞれの法律又はこの政令による改正後のそれぞれの政令の適用については、法による改正後のそれぞれの法律若しくはこの政令による改正後のそれぞれの政令の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行

為とみなす。

- 2 施行日前に法による改正前のそれぞれの法律又はこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定により都知事その他の機関に対し報告、届出その他の手続をしなければならない事項で、施行日前にその手続がされていないものについては、別段の定めがあるもののほか、これを、法による改正後のそれぞれの法律又はこの政令による改正後の政令の相当規定により特別区の区長その他の相当の機関に対して報告、届出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、法による改正後のそれぞれの法律又はこの政令による改正後のそれぞれの政令の規定を適用する。

(罰則に関する経過措置)

第十五条 この政令の施行前にした行為及びこの政令の附則において従前の例によることとされる場合におけるこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則〔平成一一年一一月一〇日政令第三五二号抄〕

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則〔平成一六年六月二三日政令第二一〇号抄〕

(施行期日)

第一条 この政令は、建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第六十七号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成十六年七月一日）から施行する。〔後略〕

附 則〔平成一八年一月二五日政令第八号〕

この政令は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律〔平成一七年一一月法律第一二〇号〕の施行の日（平成十八年一月二十六日）から施行する。

附 則〔平成一八年九月二六日政令第三二〇号〕

この政令は、障害者自立支援法〔平成一七年一一月法律第一二三号〕の一部の施行の日（平成十八年十月一日）から施行する。

附 則〔平成一九年三月二二日政令第五五号抄〕

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則〔平成一九年八月三日政令第二三五号抄〕

沿革

平成一九年 九月二〇日政令第二九二号〔郵政民営化法等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の一部を改正する政令による改正〕

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十九年十月一日から施行する。〔後略〕

(罰則に関する経過措置)

第四十一条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則〔平成一九年九月二〇日政令第二九二号〕

この政令は、公布の日から施行する。

附 則〔平成二五年一〇月九日政令第二九四号〕

(施行期日)

- 1 この政令は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律〔平成二五年五月法律第二〇号〕の施行の日（平成二十五年十一月二十五日）から施行する。（郵政民営化法施行令の一部改正）

- 2 郵政民営化法施行令（平成十七年政令第三百四十二号）の一部を次のように改正する。

[次のように略]

附 則 [平成二六年一二月二四日政令第四一二号抄]

(施行期日)

- 1 この政令は、子ども・子育て支援法〔平成二四年八月法律第六五号〕の施行の日〔平成二七年四月一日〕から施行する。

附 則 [平成二七年一月二一日政令第一一号抄]

(施行期日)

第一条 この政令は、建築基準法の一部を改正する法律〔平成二六年六月法律第五四号〕の施行の日（平成二十七年六月一日）から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 [平成二七年一二月一六日政令第四二一号]

この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 [平成二八年二月一七日政令第四三号抄]

(施行期日)

第一条 この政令は、改正法〔電気事業法等の一部を改正する法律=平成二六年六月法律第七二号〕施行日（平成二十八年四月一日）から施行する。〔後略〕

附 則 [平成二九年三月二三日政令第四〇号抄]

(施行期日)

第一条 この政令は、第五号施行日〔電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二七年六月法律第四七号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日〕（平成二十九年四月一日）から施行する。〔後略〕

附 則 [平成三〇年一一月三〇日政令第三二三号]

この政令は、平成三十一年一月一日から施行する。